

令和2年第6回那須烏山市議会9月定例会（第3日）

令和2年9月3日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時18分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	久保居光一郎
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

菅俣紀彦

書記

増子莉紗

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、出席している議員は16名であります。8番滝口貴史議員から欠席の通知がございます。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて45分以内としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の45分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら、質問の終了を求めますので、御了解をお願いいたします。

なお、通告された質問の要旨から想定できない質問内容などの場合には注意をしますので、併せて御了解をお願いいたします。質問・答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

それでは、通告に基づき、5番福田長弘議員の発言を許します。

5番福田長弘議員。

[5番 福田長弘 登壇]

○5番（福田長弘） 議場の皆様、おはようございます。傍聴席には、早朝より皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。那須烏山市議会を、どうぞ傍聴をしっかりとっていただきたいと思っております。ただいま、久保居議長より発言の許可をいただきました、議席番号5番の福田長弘でございます。

昨今、コロナ禍、非常に大変な事態になっております。いろんなこと、現在も困っていることがあります。今回の私の質問につきましては、通告書に基づき、観光面における交通の集客対応と、今後のことについてお伺いをしていきたいと思っておりますので、執行部の方にも、ぜひ簡潔、明瞭にしっかりお答えいただければと思います。

それでは、質問席より質問のほうをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） それでは今回、大きな項目1つ、観光における交通面の集客対応のこ

とに絞って、お伺いをさせていただきたいと存じます。

まず現在、那須烏山市、一応、観光もやっている。やっているというような言い方になってしまうのかなと思います。移動なんですけれども、現在、いろんな交通面から考えると、お車での移動をされている方が非常に多いと思われまます。現在、今年はコロナにおいて、なかなかゴールデンウィーク、夏休み等々厳しかったのですが、昨年度は、龍門の滝とか、非常に多くの方がいらっしゃって、交通整理、車の移動等が非常に困っていたというようなお話も聞いておりますけれども、現在の那須烏山市の観光拠点の受入れ体制の現状についての認識。特にそういう車でいらっしゃった方の駐車場とか、そういう点でのことについて、お伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 観光拠点での受入れ体制の現状についてお答えいたします。

自動車は、その利便性の高さによって、旅客交通・物流の両部門で利用が進み、今や生活や経済の諸活動にとって欠かすことができない、いわゆる車社会が形成されており、本市への観光客の大半は、自動車が利用される傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の影響により、当面は公共交通機関の利用は減少し、お車での移動が増えるものと想定しております。

議員御質問の観光拠点における駐車場の状況につきましては、山あげ会館及び、大金駅前観光交流施設では、おおむね充足していると考えておりますが、毎年4万人もの観光客が訪れる、龍門ふるさと民芸館では、休日には渋滞が発生するなど、駐車場の確保が十分とはいえません。また今年も、コロナ禍の影響で遠くに観光に行けないせいか、お盆のときは、かなりの渋滞が起きまして、野上方面から滝を中心に神長まで渋滞が起り、呼び出されていった担当者が、まず到達できないほど渋滞が起り、振り分けという誘導もできない状態がありましたので、そのようなことを緩和できるように努めていきたいと思っております。

そのための解消に向けて、今回、龍門ふるさと民芸館の改修工事に合わせて、建物だけではなく隣接する駐車場につきましては、拡張工事を実施することとしております。これによって、多少は混雑状況は改善されるのではないかと考えております。

しかしながら、多くの観光客が訪れる今回のお盆やゴールデンウィーク、山あげ祭期間などは、慢性的な駐車場不足が発生する状態にあります。臨時駐車場の設置、または駐車場の誘導など、今後、臨機応変な対応をして駐車場確保に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 現状について、御説明をありがとうございました。今、今後、努めていくと。滝の龍門ふるさと民芸館も新しく、今、改修工事に入っているということでございま

すが、ちょっと滝のほうに集中してお話をさせていただければ。

現状と比べて、今後、受入れ台数の具体的な数字みたいなのは、どれぐらい大きくなるのかを教えていただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 龍門ふるさと民芸館の駐車場につきましては、現在10台の駐車ができるようになっております。これを改修によりまして、25台プラス障がい者用として2台を確保する予定としております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 少しずつでも改善していただければと思っております。なかなか先ほど、市長のほうからも言われますとおり、やはり車社会でございます。その辺りは、車だから烏山に来るというよりも、あとはそういうちゃんと来て、ちゃんと車が置ける。そこからちゃんと移動できる、そういうことにならないと、なかなか移動もしていただけないのかなと思いますので、ぜひそういう点についてこれからも引き続き。あとは、渋滞とかあったときの対応とかも併せて、来ていただいた方に快く那須烏山市を楽しんでいただけるような対応を取っていただければと思います。車の駐車場の認識については、以上で止めたいと思います。

それでは、次の項目に移りたいと思います。一応、質問の要旨としましては、道路上に設置してある観光案内板について、今後の対応ということでございます。

今、車で来られると。那須烏山は結構広うございます。いろんなところがございます。観光拠点なり、あとは文化的な歴史的な史跡等々もたくさんございます。その辺りの案内は、道路を走ったときに道路上に見える案内について、今後の対応ということで、現在もありますけれども、今後さらにどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 観光施設案内板についてお答えいたします。

市内各所に非常に多くの観光施設案内板が設置されております。こうした案内板の適正な維持管理を図るため、適宜、修理や更新を行っているところではありますが、多くは多言語併記といったインバウンド対策が未対応であり、古い情報が更新されないまま掲載されているものもございます。また、歩道上に設置されている案内板につきましては、高齢者や障がい者にも配慮した対応が必要でありますので、今後、対応していきたいと考えております。

インバウンドやユニバーサルデザインにも十分に配慮しつつ、緊急性が求められるものから優先的に対応してまいりたいと考えておりますが、全てを対象とし、修繕・更新するためには多額の費用と時間が必要となりますので、その辺を御理解いただきたいと考えております。

効果が低いと判断される案内板等につきましては、廃止や撤去も視野に入れて検討を行いたいと思っております。

また、情報通信技術が急速に進展している現状を踏まえ、スマートフォンを活用したデジタル観光案内への転換を進めるなど、費用対効果の高い観光案内について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） やっぱり数多くあります。今、市長がおっしゃったインバウンド、多言語対応ということがございます。なかなかそこまでは、今の時点では、ちょっとなかなかそういう方を受け入れるところまでは、那須烏山市の、これは行政というよりは地域の人間もそうですけれども、なかなかまだそこまでは情勢が盛り上がっていないようなところがあるかと思えます。そういうことを目標にするのであれば、本来であれば民間のほうからあって、それを行政がお手伝いするというほうが形としてはいいのかもしれませんが、なかなか力が行かないところもありますので、ぜひ、行政のほうでリード、引っ張っていただけて、地域の活動にお力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。適宜、案内板についても更新を図っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、今、車でいらっしゃる方が多い、車社会だというような話をさせていただいたのとちょっと変わってしまいますけれども、今後、今は車の免許を返納される方ですとか、車の販売台数が少なくなってきた、車の免許を持たないという方も、これからは多くなってくる。今はコロナ禍でありまして、なかなか公共交通機関を使わないということでございますけれども、今、那須烏山市にもJR烏山線が通っております。車を考えない場合について、また、これからのことについて、現在のJR烏山線の、あくまでこれは観光における使い方というか、認識についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） JR烏山線の観光における認識についてお答えいたします。

JR烏山線につきましては、通勤・通学の足としてだけではなく、観光客をはじめ本市への来訪者を支える、まさに公共交通ネットワークの中の中核的な位置につけられております。

しかしながら、山あげ祭以外の期間においては、本市を来訪する観光客の多くは自家用車で移動する傾向であるため、本市への滞在時間は非常に短く、観光消費額も少ないという課題を抱えております。

こうした課題の解決に向けて、現在、地域資源の発掘と磨き上げ、そしてこれらを最大限に活用した体験型、交流型、滞在型の着地型観光を推進しているところであり、JR烏山線が大

きな役割を担うものと考えております。今回の青木議員のときにお答えした中であつたと思うのですが、地域を創生するために、本当は豊島区との交流を考えておりました。今までも豊島区は、J R 烏山線を利用していただいて小塚まで来ていただき、帰りも J R を利用していただいて帰るということをさせていただき、それを今度は滝とか、いろんなどころに延ばそうと考えていたところ、このコロナ禍でちょっと実現できませんでした。そういうことも含めて、J R を利用し、J R 烏山線が活性化するような方向に観光事業としても進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 5 番福田長弘議員。

○5 番（福田長弘） どちらかというと、生活のほうが圧倒的に多いということですが、実際に乗降客数って、あんまり東京に比べるとそれほどではありませんけれども、大体、乗られている方の何割ぐらいとかっていう目安とかって御存じでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） J R 烏山線の乗降客は、多分、1 日当たり 5 0 0 人程度なのかと思っております。そのうち観光客が何人かというのは、ちょっと分からないところなんですけれども、最近の傾向を見ますと、歩きながら観光地めぐりをしている、旧烏山市街地内をめぐっている方もぼつぼつ見られる状況でありますので、そのようなことから J R 烏山駅を拠点として、地域資源を生かした観光振興に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 5 番福田長弘議員。

○5 番（福田長弘） 観光資源等々、終着が J R 烏山駅かと思いますが、間にも駅がいっぱいありますので、ぜひ、いろんなどころから移動できるような、ちょっとさっきのほうに戻りますけれども、案内とかにもつながってくるかと思えます。そういう点で、利用を進めていただければと思います。

そこで、J R 烏山線の鉄道利用をしていただく方の利用向上につなげたいということで思っているんですけれども、現在、交通系 I C カードが使えません。ざっくり言うと、S u i c a が利用できない鉄道路線になっております。これは、特に首都圏からいらっしゃる方とか、乗り継ぎが不便なくずっと J R 烏山線に乗れる、降りられる、また乗れるということがございます。今、導入に向けて那須烏山市は、どのような取組をされているのか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 交通系 I C カードの導入に向けた取組についてお答えいたします。

J R 東日本 I C カード乗車券 S u i c a は、大都市近郊区間において、2 0 0 1 年から導入

が始まり、2004年には区域が拡大され、栃木県内でも黒磯以南は利用できるようになりました。しかしながら、県内ではJR烏山線全線及びJR東北線の黒磯以北においては、利用ができないままとなっております。

このような現状を踏まえ、本市では、栃木県及び県内市町と合同で実施しているJR東日本大宮支社への要望活動の中で、烏山線へのSuica導入を毎年要望しているとともに、また、市独自でも強く要望しているところでございます。

これに対してJR東日本大宮支社の回答は、「乗車人数等を総合的に勘案して設置しており、現在のところ導入する計画はない」との返事であります。乗車人数を増やすことが、Suica導入につながるものと認識しておりますが、これは私事でございますが、関東バスに今度はSuicaが導入されます。名前はちょっと違いますが、そういうのを考えると、他社のもやるのに、何で自社のをやらないんだというのは私の中でちょっと疑問がありまして、もう少しアピールをしていきたいなと思っております。

また、乗車人数を増やすためのJR烏山線利用向上対策としましては、今年度はコロナ禍で中止となりましたが、那須烏山市民号を継続的に実施してまいりました。市民号を実施したことによる利用者数の増加に加え、参加者に、JR烏山線の大切さを感じてもらうためのきっかけづくりや、参加者相互の交流などにもつながる事業であると考えております。

また、全国的に珍しい荒川小学校は、大金駅から鴻野山の通学が、JRを利用させていただいていることもありますので、そういう意味での交渉の一手になっているのだと思います。毎日の往復乗車なので、この子供たちの人数が、100人近くはかなり加算になりますので、大きな人数だと思っております。

JR東日本大宮支社の各部署とも連携し、利用向上につなげるためのイベントも実施し、JR東日本大宮支社は、割とお声をかけてくれたり、特別列車も出していただいたり、また宝積寺の駅長さんから、烏山高校生のために試験中に臨時列車を出していただいたり、好意的にはしていただいておりますので、Suicaに関しても強く求めていくことが大切だと思っております。

意識啓発の面で平成30年度より、職員が出張する際には、JR烏山線を利用するための回数券を購入し配付していますが、着実に浸透し、利用者が増えているところであります。利用向上が進まなければ、Suicaの導入以前に、路線そのものの存続が危うくなることも想定され、これらの活動を継続的に行ってJR烏山線の利用向上対策等に努め、Suica導入に向けた活動は継続的にしてまいりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） なかなか厳しいお話を伺っているという話でございます。こんなこと

もでございます。JR両毛線は足利に新駅、あしかがフラワーパークの新駅ができました。ちょっと話はSuicaとは変わりますけれども、そういう点では、そういうものを設置するに当たり、地元でもある程度の費用負担をして、そういうものを誘致していくということが、現状はあると思います。このちょっと形は違いますが、こういうICカードを導入するに当たって、お願いするときに、なかなか那須烏山市だけだと非常に厳しいものがあります。けれどもある程度、こういうものはギブ・アンド・テイクじゃないですけども、お願いだけではなかなか通らないところではありますけれども、そういう点では、ある程度の費用負担を那須烏山市もJRと一緒に持って導入に向けてやりたいと、そこまで強く言ったことがあるのか、また、言っていこうとしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 費用負担に関しては、今まで大きく言ったことはありません。前のときですか、渋井議員のほうから、JRの社債を買ったらどうかというお話をいただきまして、ちょっと検討もさせていただきました。私の中でも、そういうものも一理あるのかなど。特に今回のコロナでJRもかなりダメージを受けていますから、今後、社債とかも出てくる可能性もあるかもしれませんので、その辺の検討の余地があるのか。ただ、民間のものになっていきますので、民間の社債を買うということが、今までこういう公共なのであまりありませんので、前回も検討させていただいているのですが、やはりなかなか難しいという話がありまして、その辺のところはJRと今後、今までは話し合いをしたことがありませんので、どういうことができるか、もうちょっと共通事項として考えていけるように進めて検討させていただきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 今まではそういう話も、なかなかこういう場には載らなかったような形だと確認をさせていただきました。なければJR烏山線が廃止になるわけではないとは思いますが、ぜひ、それぐらいの気合があって、那須烏山市は、このJR烏山線について熱意を持って取り組んでいるということ、さらに強くアピールしていただければと思います。ひとつ、引き続き頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いをいたします。

車、電車というか鉄道ということで、もう一つ、今、バスというのも、今はテレビなんかでも路線バスの旅みたいなのが、結構、見受けられます。今はどうしても、バスというのちょっと生活というのに近い。今回は、観光の交通面ということでお伺いをさせていただきます。市内を走る市営バス等々、南北には通っている。那珂川町に向かうとか、市貝町に行くとか。東西、高根沢町、宇都宮市方面に向かうのがないと思われれます。特に交通は、さっきもJR烏山線もありましたが、市内へ移動される方で、ぜひ特に間を飛ばして大金・烏山間とか、鴻野

山・滝間とか、そんなこともできるのではないか。あつたら、そういう乗客の方にも優しいのかなと思っております。昨日の答弁の中にも、今後、市内の公共交通機関の策定をするということをお伺いしておりますが、今後もそういうバスの運行を民間に頼るのか、市でやるのかは、また別かとは思いますが、バス運行に関する考え方をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今後のバスの運行についてお答えいたします。

本市の公共交通施策は、宇都宮市から本市までの東西広域連携軸にあるJR烏山線を基盤とし、展開しております。

一方、本市から南北及び東方面に向かうバス路線は、那珂川町コミュニティバス馬頭烏山線、市営バス市塙黒田烏山線、同じく烏山高部線の3路線を展開しております。これらは、以前は民間事業者によって運行されていましたが、廃線を受け、住民の移動手段を確保するために、周辺自治体と共同で運行を始めたものであり、経営状況が直接的に市の財政に影響を及ぼすことを考えれば、東西を結ぶ交通軸を民間事業者であるJRによって運行されているということが、どれだけ貴重なものであるかといえます。

しかしながら、JR烏山線の利用者数を見ると、将来的に路線存続が安泰であるとは言い切れない状況であります。そのため、現状では、東西方向に観光対応のための市営バス路線を運行するよりは、まずはJR烏山線の利用者増により、それらを存続させ、観光面でも活用することが重要であると考えております。

また、バスの運行にこだわらない検討も必要かと思っております。現在、市の新たな交通施策の指針として、議員もおっしゃったとおり、地域公共交通網形成計画の策定を進めております。その中で、市全体の公共交通について将来に向けた検討の指針を定めてまいりますので、御理解のほどをいただきたいと思っております。また、今回の提案とかも、議員の皆さんから提案をたくさんいただいておりますので、それも考え、検討させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） なかなか、いろんな点でバスの運行等々は厳しいところもある。ただ、考えることもあるということでございます。JR烏山線を最優先で、観光とかにも必要だし、車とかでも駐車場に置いて、ゆっくり違う乗り物に乗ってまた回っていただくというのも、またこれは来ていただく方の楽しみに、自然豊かな那須烏山市を見て、歩いてもらうというのも非常に重要かと思っております。ぜひ、こういう点では、バス等々の準備等々も検討を引き続きしていただければと思います。東西については、なかなか厳しいということでございます。

それに関しまして、次の項目に入っていきたいと思っております。観光客に対して、今、東西と言いましたが、巡回バスみたいなものがあると、また便利なのかなと思っております。以前、私の仕事

柄、紙作りを、ちょっと中心地から外れたほうでやっていたりと。これもちょっとJRに、何年前になるんですかね。10年近く前のなんですけれども、那須烏山市は、非常に果物とかそういうものの実り多いものが多いと。ただ、駅から遠いと。それを何とかできると、いい商品がつかれるというようなお話も伺ったことがあります。なかなかその梨園、ブドウ園、栗、リンゴ、ミカン、なかなかそれをワンパッケージにすることができることも、ほかから見ると考える余地があるということについては、逆に言うと、そういうもの、あくまで全体的にじゃなくて一部区間だけでもぐるっと回る、市内の巡回バスみたいな、生活というよりは観光に特化した、生活にも利用できるかもしれませんが。今、計画中だということですが、改めてそういう巡回バスの導入についてのお考えをお伺いしたいと。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 巡回バスの導入についてお答えいたします。

市の現在の公共交通施策は、平成22年度に策定した、公共交通再編整備計画に基づいて展開しているところでございますが、その中において、高齢者の生活行動支援のほか、観光客の回遊行動支援を目的とした市営バスの市街地における循環路線導入について触れております。

また、平成29年度に策定されました、第2次総合計画におきましても、JR烏山線などの公共交通機関を利用して来訪する観光客の足を確保するため、観光周遊バスの導入を検討しているところであります。

このため、導入に向けて検討はしているところでございますが、バス路線の運行は費用が高く、導入が困難であり、臨時乗合バスの実証実験運行を中心に検討しましたが、相当の費用になることから実施に至らなかった経緯があります。現状としては、周遊バスとしての早期の導入は厳しいと認識しておりますが、その役割や効果は承知しておりますので、検討したいと思っております。

ただ、観光客は、なるべく歩いていただいて、おもてなしをすることでお金を落としてもらおうという手もあります。バスで回ってしまうと、確実に地域を歩かないので、覚えてもらえないというのがありますし、最近の観光している方々は、ちゃんと運動靴を履いて歩いていける、リュックをしょってというパターンが増えてきていますので、周遊バスを走らせるというのは、時期的に、例えば今は議員がおっしゃったように、果物のちょうど時期、そういう時期に周遊できるとか、その農園に行けるとか、そういうことをちょっと、別な意味での観光としての拠点を考えるほうが、利便性はあるのかなと。ふだん周遊しても、乗る方があまりいらっしやらないので廃止しているわけですから、その辺を考えていきたいと思っております。その辺も検討の項目に入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） なかなかコスト面からも、非常に厳しいというところがございます。ただ実際は、今、執行部のほうで御回答いただきました、そういうことは検討して、しっかり考えたことがあると。実際に、まだまだ今的那須烏山市の観光状態だと、全部そういうのを、そろえていけばもっといいわけで、そういうことを認識していただいているのであれば、そういう環境になったときにすぐに対応。そこからの今度はスピードアップというか、導入の早さを見せていただきたいと思います。これは、なかなか行政だけではない、これは地域の盛り上がり非常に大きいかと思いますので、我々も市民の1人として一緒に頑張っていきたいと思っております。なかなかこういうインフラ等は、思いはあるけれども、なかなか具体的にするとすると、なかなか厳しいところもあるということは重々承知でございますが、そういう点をぜひ頭の中にお入れいただいて、事が起きたときには、すぐに実行に移せる準備、こちらのほうを進めていただければと思います。

さんざん今、観光交通手段についてお伺いをしてまいりました。まだ時間はたっぷりありますけれども、最後の質問に行きたいと思っております。今までの経緯を踏まえまして、これからの那須烏山市のそういう観光対策について、どのようなビジョンで進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今後の観光に関するビジョンについてお答えいたします。

本市が目指す観光のビジョンは、那須烏山市観光振興ビジョン第3期計画の基本テーマである、「本市の経済波及効果につながる稼ぐ観光」の推進だと考えております。これらの基本テーマの実現に向け、特に山あげ祭をはじめ、イベント中心の観光施策から着地型観光への転換を図ること、観光施策の将来的な民間への移行に向けた行政・民間事業者・観光協会・市民の役割分担を明確化するとともに、観光協会及び観光ガイドの機能強化を図ること、そして稼ぐ観光に必要なにぎわい創出の拠点整備を図ること、この3点を重点的に取り組むべき柱と挙げております。これらを着実に推進していくことにより、目指すべきビジョンの達成に近づくものと考えております。今後も引き続き、商工会をはじめ民間事業者の協力を得ながら、稼ぐ観光の実現に向けた各種取組を積極的に展開してまいりたいと思っております。

この間の龍門の滝のところのできたジオパークの説明の案内所みたいなものとか、そういうものが大分できてきていますので、そういう整備が進んできていることが、つながってきているのかなと思います。この間は、また先々週ですか、シモツケコウホネの鑑賞会なども開いていただき、地域の新たな、本当は新たではないのですが、ずっとあったものを新たに紹介するということが進んできていますので、今までのように建物や珍しい遺跡を見るというのではなく、そういう自然を楽しむ観光が、ここでできるということをアピールしていくことが、今後

のこの市の観光ビジョンであるのかなと思っておりますので、そういうことも含めて、交通網だけではなく、いろんな意味での観光に努めていきたいなと思っております。よろしく御理解のほど、お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 自然豊かな那須烏山市ですから、我々が当たり前に思っていることが、ほかの方には非常に、これがすごくいいものになっているということは、非常にそういうことは多々あると思います。そういう身近に感じていただくためにも、来てもらって。ただ来るためには、今までに申し上げた手段というのが、まず那須烏山市に来てもらう。それを受け入れる。受け入れるというところからも始まると思うんですね。来てもらってからのおもてなしだけじゃなくて、来てもらうため、来るためにどうだというところの案内と。その辺りも非常に重要になってくるのかと思っておりますので、ある程度、目の前にあるところ、そういうところの紹介、そこら辺の充実、それも非常に重要だと思います。ぜひ、もうちょっと広く。人は、那須烏山市の人が観光という、地域の方の勉強ということも、多々非常に重要だと思います。それをもっと多くの方に見ていただきたい、感じていただきたいというところからも、今すぐにできないということかもしれませんが、ぜひそういうことも踏まえていただいて、計画のほうを進めていただければと思います。

今回のコロナ禍で、なかなか人通りが動かない。車でも、なかなか那須烏山市のほうに来ないということもございますので、そういう点では、那須烏山市はこれだけこういうことがありますよ、こういう準備ができていますよと、ぜひ大きくアピールしていただいて、今後の那須烏山市の行政の活躍を御期待を申し上げて、質問のほうを終了したいと思います。

○議長（久保居光一郎） 以上で、5番福田長弘議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき3番堀江清一議員の発言を許します。

3番堀江清一議員。

〔3番 堀江清一 登壇〕

○3番（堀江清一） 皆様、こんにちは。ただいま、久保居議長より発言の許可をいただきました、議席番号3番、三箇の堀江でございます。傍聴席には、議会に対し御理解をいただき、来場いただきました皆様に対して、改めて感謝を申し上げます。

さて、安倍総理が辞意を表明し、政界が混乱しています。そんな中ですが、今年に入り、新型コロナウイルスにより、多くの人々が大変な苦勞を強いられています。市内においても、農家の方々は、昨年の台風19号の被害を受けて作付ができなくなってしまった米農家の方々や、4月の低温の影響で収穫が半減してしまった梨農家、中には、収穫が1割にも満たない農家がいると伺っております。また西日本では大変な豪雨災害が起き、50年に一度も経験したことがないような甚大な被害が起きています。

そのようなことから、今回の私の質問は、災害対策についてだけの質問をさせていただきます。執行部におかれましては、できるだけ分かりやすい答弁をお願いして、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 私の質問なんですけれども、防災対策についてなのですが、現在も台風9号、10号と、猛烈な台風が日本列島に近づいております。昨年の台風19号の被害は、皆さんも御存じのとおり甚大な被害となってしまいました。今後も、このような大きな台風が、極端に言っては、毎年来るのかなという懸念があります。

そこで、防災対策について、去年の台風19号の前の市の対策と、災害があった後の対策はどう変わり、市はどう強化したのかを、まず伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 台風19号前の防災対策と、現在の防災対策との変更点についてお答えいたします。

昨年の台風災害を踏まえ、本市では、市民の皆様に防災情報等をいち早くお知らせするため、これまでの防災メールや、防災Infoなすからすやまの防災アプリ及び、戸別受信機の利用促進を進めており、今後、災害が発生するおそれのある場合には、気象情報や避難情報等を発信し、状況に応じ早めの避難を呼びかけることとしております。特に、戸別受信機に関しましては、高齢者や障がい者、乳幼児のいる世帯にも貸出し対象を拡大し、多くの皆様に情報を取得していただくよう努めているところでございます。

また、台風等、事前に発災が予想される風水害の対策としましては、昨年度までは、事前に開設する避難所として烏山公民館、旧向田小学校、境公民館、保健福祉センターの市内4か所を開設しておりましたが、今年度からは、七合小学校と江川小学校の2か所を加えた6か所とすることとしております。

さらに、自治会や自主防災組織が自主的に避難所を開設した場合には、速やかに連絡を取ることとし、備蓄品の配備を行いたいと考えているところでございます。

今年度は、全ての自治会長の連絡先の把握に努めており、自治会との連絡体制を構築し、災

害情報の収集や提供の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 正直、台風前と台風後の強化策といっても、何かインパクトがちょっと足りないような気がしております。そんな中、8月16日の下野新聞の記事に、向田落合地区で「防災計画年内に策定」という記事をちょっと見ました。避難所運営を専門家に学ぶとしております。これは、市が主導して行われた案件でしょうか。お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、向田地区が行っている地区防災計画策定に向けての現在の取組ですが、これは県の事業の中の1つでありまして、向田地区がモデル地区となって、今、作成しているところでございます。向田地区につきましては、自主防災組織までは立ち上がってございませぬが、自主防災組織設立に向けて地域一丸となって、災害対策を、今、進めているところでありまして、市としては、防災倉庫等の備蓄等の補助をしているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 向田地区、落合地区は、被害がかなりありました。向田地区、落合地区に限らず那須烏山市では、下境、宮原、城東地区、ひいては興野地区も、かなりの被害があったのかなと思われませぬ。これは県の主導であります、その下境とか宮原とかそういう地区においても、このように防災計画というものを市独自でつくられてはいかかと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まずモデル的に、今、地区防災計画をつくっていると申し上げましたが、もう既にほかの自治防災組織が立ち上がっているところでは、それに近いものは、もう既に確保している自治会もございませぬ。今回のモデル事業を機に、その内容を検証した上で、1つのモデルとして紹介できるものがあれば、そのほかにもそういう必要がある自治会に向けては、内容等について発信してまいりたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 要するに、対策を強化するという事は、今までそういうことがなかったことをどんどん進めて、市民の安全・安心のために、そういう政策というかをするということが重要なと思ひております。今回、被害の大きかったのは、向田、落合地区、下境、宮原とありますが、南那須地区においても藤田地区が、かなりひどかったように思われませぬ。そ

ういう地区においても、どんどん市主導で防災対策を進めていただければと思います。

それと変わりますが、ハザードマップについて、ちょっとお伺いします。江川流域なのですが、下流域は向田地区になるわけですけれども、上流域、川井、熊田、月次地区なのですが、ここはハザードマップで浸水想定区域になっておりましたか。ちょっと自分は確認できなかったので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現在あります川井地区におけるハザードマップ上は、土砂災害警戒区域は指定してございますが、江川につきましては、今年度ハザードマップを県で策定する予定になっておりますので、それを踏まえて、現在のハザードマップにつきましては、次年度以降、内容について検討するような流れになっていくのかなと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 多分、想定外の降水量だったと思われます。江川地区においても、かなりの水害があったと思われます。橋もゆがんでしまったと。床下浸水の家も何軒かありました。そういうことで、市はそういうところをもう一度再検査して、ほかにないか、もっと危険なところが、ひょっとしたら出てくるんじゃないかというところを踏まえて、ハザードマップに組み込むような、そういうことを行っていただければと、そのように思います。

さらに、ちょっとお伺いします。これも下野新聞なのですが、8月20日付に、ハザードマップ作成急務と書いてあるのは、防災ため池の記事が載っておりました。那須烏山市で24の防災重点ため池があるというふうになっておりますが、ハザードマップは作っておりませんね、多分。それに対して、今後、市としてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ため池関係のお話ですけれども、ハザードマップに相当するものにつきましては、今、ホームページで公表させていただいております。ため池につきましては、今後、整備計画等を含めたものを作成することになっておりますので、そういったものを踏まえて、今後のため池の利用等も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） ちなみに、神長地区のため池に関しては、どのように市として思われているか、ちょっとお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 神長地区に3か所あったかと思えます。そちらにつきましては、

一番大きなため池につきましては、重点ため池に指定されております。こちらについては目視での確認をしているんですけども、今、早急に崩壊するとかそういったものはございませんので、早急な対応ということは今のところ考えておりませんが、今後、計画を策定していく中で、そういったことを含めて今後の利用等も考えていきたいと思っております。あそこが一番大きいため池につきましては、越水等をして、なかなか被害はあまり出てこないという計算をしております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 神長地区のため池は安全だということですね、逆を言えば、いずれにしても、ひょっとしたら使われていないため池があるのであれば、水を抜くとか、そういうのを撤去できるものであれば撤去するとか、そういうことも含めて市として考えられてはいかがかなと私は思います。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。台風19号で、特に大きな被害を受けた地区、先ほど申しました、向田、下境、宮原、城東地区は、今後また水害の被害を受ける可能性が大にあると思われまます。その住民の方々に、事前に災害の起きる前に、きちんと情報を伝える必要があるかと思えます。先ほど来、出ている防災Infoなすからすやま、あとは戸別受信機等を導入するということではありますが、そのほかに手段として、どのような方法があるのかお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確実に情報を伝える手段についてお答えいたします。

ただいま答弁したとおり、本市におきましては、防災メールや防災Infoなすからすやまの防災アプリ及び戸別受信機を使って、防災情報や避難情報等を発信し、市民に情報を伝えることとしております。

そのほか、とちぎテレビのデータ放送や自治会長等への電話連絡、消防車や広報車による巡回広報、防災行政無線での音声案内を実施しておりますが、豪雨のときには、巡回広報や防災行政無線の音声案内は、音声は雨音で聞き取りにくいという市民からの意見もあることから、市民の皆様には、とちぎテレビのデータ放送、防災メール、防災Infoなすからすやまなどの防災アプリ及び、戸別受信機から確実に情報を取得していただくように、今後も周知してまいりますと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 防災に対しては、やり過ぎると、要するに防災対策をし過ぎるということはないのかなと思います。防災行政無線は聞こえない、うるさいという住民の方がおられ

るかと思えます。しかしながら防災行政無線を導入した那須町は、議会が議論して何がいいかということ考えたときに、防災行政無線を選びました。那須町は、土地の面積が那須烏山市の約2倍あります。そういう中で防災行政無線を設置したのは、全部で77地区、これを設置しておりますが、那須烏山市において、烏山地区はなく南那須地区にだけある防災行政無線を、今後、撤去するという。今あるものを撤去するということは、防災対策をちょっとマイナスになるんじゃないかと私は思っておりますが、市として防災行政無線の計画を過去に導入するというものを行って、見積りをされていたのかなというふうに思われますが、実際のところ、どれぐらいの費用がかかるのか、分かればよろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今現在のアナログ放送が、令和4年度に終了になるということから、平成30年以前から、内容について検討してまいった経過がございます。平成30年度11月頃に市としての方針を比較対照、検討しながら決めた経緯がございます。

まず、南那須地区のアナログからデジタル化への移行等につきましては、当時の積算では、設置費用、イニシャルコストを含め2億3,000万円ほどの費用がかかるという算出がございます。それは、南那須地区のアナログからデジタル化への移行だけです。市全体、烏山地区も含めてデジタル化する場合には、3億4,000万円ほどの費用がかかるといった試算がございます。当時は、緊急防災ラジオの全戸配布といったものも視野に入れていたようで、それについては、1億8,000万円程度の積算がございます。もう一つ、現段階の方針として決定したスマホアプリ、戸別受信機、あとは南那須地区へのサイレン吹鳴等に切り替えた場合、当時の積算では、1億7,000万円ほどの数値が上がっておりまして、それらを比較検証した結果、情報機器は日々進歩してまいりますので、その日々の進歩に合わせた情報機器、スマホアプリの導入、また戸別受信機の導入が、我が市にとっては一番いいだろうという結果の下、令和元年度においては、戸別の全地区にパブリックコメントを開きながら、防災行政無線から、現在のスマホアプリの切替えについての住民説明を行っているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 防災行政無線を導入するに当たって、補助金等は使えるのでしょうか。また使えるとすれば、何割ぐらいになるのか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 財政措置につきましては、緊急防災・減災事業債が活用できるという項目はありますが、その内容については正式な積算をしていないものですから、その配分については今の段階では分からないので、後で。事業債はありますが、補助金はないというこ

とですあります。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 私は渋井先輩議員のお力を得まして、那須町の議員さんのところからちょっと資料を得ました。補助率7割という話をお伺いしましたが、この辺は正確かどうかちょっとまだ分かりませんが、例えば補助率7割だとすれば、3億何千万円かかかるものに対して7割の補助がいただけるとすれば、こう言うは何ですけれど大した金額ではない。市の庁舎の予算を削ってやっても、まだ余る。私はそう思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） この件に関しましては、もう何年も議会でも提案をいただいたり、もうデジタル化に進むということが分かっていたので、私の議員の時代から、もう協議をさせていただいたり、議員の皆さんから提案していただいたり、視察の場合に、そういうところに視察に行っていたりとかして提案をいただいております。その中で、このような形になっておりますので、昨日、今日、決まった話ではありませんので、協議の中に数を重ねて、皆さんとも協議させていただいた結果になっております。また、那須烏山市として、確かに那須町では70本の鉄塔でよかったかもしれませんが、烏山地区に建てるとなると、地区が入り組んでいるところがありますので、70本では済まない計算になっていたと、ごめんなさい、細かい数字まで覚えていませんが。そうすると費用もかかります。そういう意味での集落が分散していますので、なかなかデジタル化というのにも踏み込めなかったということで、こういう結論に達せさせていただいています。決して安易な発想でなっているわけではありません。議会の皆さんからも、いろんな提案をいただいていることなので、むげにしたわけではありませんので、その辺を御了承いただけるとありがたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 私は議員になって、そういうふうな方針だということを聞いて非常に残念に思っておりました。多分ですけど、防災行政無線は、南那須地区は37機だったような、自分の記憶ではあります。先ほども言ったとおり、那須町は那須烏山市の2倍の面積がある中で77機です。そうすると烏山地区に、例えば45機入れたとしても、まあまあ80機そこそこだと。那須町の予算で6億以上かかったらしいのですが、補助があるので、多分そこまでは負担はしていないと思います。先ほど、3億4,000万円という話を伺いましたが、多分、その金額では収まらないのかもしれないと、私は思っております。しかしながら、やはり人の命を守るに当たって防災行政無線というのは、廃止するとかというのは、自分の記憶の中では、この近隣市町ではないというふうに認識しております。導入するところはあっても、廃止するというのは聞いたことがない。過去にどういう議論をされたか分かりませんが、私になってか

らは、そのことに対して見直しが必要なんじゃないかと強く思います。これを見直さないで、後でやっぱり防災行政無線があったほうがよかったなというふうに後悔しても、これは致し方ない。人の命を守るためには、先ほども言いましたが、安全対策にかけることは幾らかけてもいいのかなと思います。ですから、その辺を考えて見直して、防災行政無線を設置する方向にしていればと思います。デジタル放送になれば、うるさいという地域は、そこだけ鳴らさないこともできます。デジタルになれば、危険な地域に特化して、そこだけに流すことも可能であります。デジタル放送のいいところあります。ぜひ、考えを直して、今後、防災行政無線を設置する方向で考えをいただきたいと思いますが、市長、どう思いますか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今のところ、防災行政無線の整備のほうは考えておりませんので、今後、皆さんからの御提案が、全員から出るようでしたら検討させていただきますが、これまでの経験した皆さんの、議員の皆さんからの提案で決まっていることを覆すということは、行政としては逆にできませんので、もう少し慎重に私のほうも考えさせていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 議員全員でないと駄目だということですかね。いずれにしても、今まで想定した以上の災害が、今後、来るわけですから、いずれにしても防災対策は強化されるべきだと強く思います。

続きまして、次の質問に移ります。先ほど来、言っている防災 I n f o なすからすやま、それと1月に導入された戸別受信機について、では、現状どうなっているのかということ、まず伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災 I n f o なすからすやまの利用状況についてお答えいたします。

3月定例会での、滝口議員に答弁しました際の防災アプリの登録件数は、約870件でありましたが、令和2年8月末現在の登録件数は、約1,440件となっております。また、戸別受信機の申請は約500件となっております。議員の方にも申請の御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

今後も、お知らせ版や広報紙等で周知を図るとともに、防災訓練や各イベント等が開催される際は、積極的に普及啓発のPRをしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 市として、この防災 I n f o なすからすやま、または戸別受信機は、どれぐらい御登録があれば目標を達成したと思われませんか。お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） これにつきましては、2か年事業で2,000台の購入を予定したところでございます。今年度につきましては、目標として1,000台を配付したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 防災I n f oなすからすやまの登録は、どれぐらいを目指していますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 2,000件から3,000件を目指して、取り組みたいというふうに考えております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 那須烏山市の人口が2万5,000人おります。そこで2,000件か3,000件で十分だと思いますか。正直、自分が予想していたのは、1万5,000件とかそういう数字にならないと、これは意味をなさない。情報を得ないままいる市民が多くいる、そのように思いますが、2,000～3,000件で十分だと思いますか。お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 十分かどうかと言われると、十分ではないという認識はあります。現実的な数値で申し上げましたが、それ以上になることについては、積極的に各市の事業のイベント等でも周知しておりますが、今回に関しては、特にコロナ対策等もありまして、事業の中止・見送り等もございまして、そういった機会が少なかつたものですから、若干、目標数値を下げているところではございます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 昨年の10月から導入された防災I n f oなすからすやまで、あれだけの災害があつて、多分、危機感を感じている市民は多くいると思います。それでも、1,400件とかそういう数字であります。正直言って、防災行政無線を廃止してこちらに移行するという話ですが、これでは、市民に情報を周知するということは、多分、無理だと私は思います。ですから先ほど来、言っております防災行政無線というのは必要だと私は思います。ぜひ、検討されるべきだと思います。

それと、防災I n f oなすからすやま、戸別受信機において、情報を流した後、確認したというデータを取りまとめておりますね。その状況は、どんなふうになっておりますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） GPS機能がありますので、その機能を用いて、こういった方が、どのタイミングで、どの場所でこれを確認したかという情報は確認できることになっておりますが、それを統計的にまとめたものについては、現在、所持していないところであります。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） そういう状況なんです。はっきり言って、まだまだ不十分な点がある中で、先ほども言いましたが、大きな台風が日本列島に迫っているわけですよ。ですから、もう早急に防災行政無線を廃止するという考えを直して、ぜひ考えを直して造るということ、市長に決断をしていただきたいと思います、次の質問に移ります。

市内の各地区に避難所が設けてありますが、先ほど来、江川小学校も避難所として扱うというようなことがありました。避難に当たって、去年は、ごたごたして混乱をしてしまった避難指示。誰がその避難指示を、どのタイミングで出すのかを、まず伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 避難所開設を誰がどのタイミングで指示するのかについてお答えいたします。

大型台風など、事前に発災が予想される災害につきましては、あらかじめ災害対策本部などの会議を開催し、開設の必要があると判断した際には、事前に市役所職員を派遣し、避難所を開設することとしています。

なお、開設のタイミングにつきましては、台風であれば気象庁などからの警報の発令や、最接近の時期の情報を入手してから、その情報をもとに、安全に避難できる時間帯を勘案した上で開設することとしております。去年は、たしかお昼にはもう開設をさせていただいております。

5段階の警戒レベルを用いて避難情報等を発令することとしており、例えばレベル3は、避難準備・高齢者等避難開始です。避難に時間を要する人は避難を開始していただくこととなりますので、要介護の方は、早い時間に確かに避難をしていただきまして、対応できたと思っております。レベル4で、避難勧告または避難指示ですので、この場合は、全員、速やかに避難していただくこととなります。

このような事前に開設する避難所につきましては、先にも答弁したとおりですけれども、昨年度までは烏山公民館、旧向田小学校、境公民館、保健福祉センターの市内4か所となっておりますが、今年度からは、七合小学校と江川小学校の2か所を加えた6か所を開設することとしております。

また、急激な局地的豪雨や地震など突発的な災害につきましても、災害対策本部におきまして状況を確認した上で、開設が必要と判断した市の指定避難所を開設いたします。それ以外に

共助の一環として、自治会や自主防災組織が開設した避難所につきましては、市の職員を派遣して備蓄品を提供してまいります。

近年、避難所に自治体職員だけでなく地元の住民と連携した避難所運営も重要になっています。先ほども申したように、自治会長とも連絡を強固に取り、自治会独自での開設にも尽力をさせていただいておりますから、そのようなところにも市としては派遣できますよう、対応できますように努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどを、お願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 自治会が独自に行って避難所を開設するといった場合に、自治会長が、多分、公民館などを開けて行うのかなと思われます。そのときに、住民のほうには避難してくださいという、そういう消防団からの連絡がありましたが、例えばですけれども、その辺の判断を自治会長に任せて公民館の避難所を開設をしていなかったとすれば、どこに避難するんだということになりますので、避難指示ということが出た場合に、自治会長に直接連絡を取って、公民館を避難所として開けてくださいという、そういう連絡網、これをきちんと構築されてはいかかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今、私の答弁の中で、そのように言葉を添えたと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 要するに避難指示のタイミングの問題で、6か所以外の公民館とかに避難してくださいというときには、自治会長のほうにも連絡が行くということなんですね。昨年は、多分それがなかったと。それで大変混乱したということでありましたので、そういう連絡網はきちっとして、どこの地区は誰、どこの公民館、そういうのを市としてきちんと把握されまして、間違いなく伝達できるようにしていただきたいと思います。

続きまして5番目の質問で、避難所は、規模的にいろいろあると思いますが、設備、エアコンとかの空調や備品、非常食、毛布などなのですが、これは市において新型コロナウイルス対策について、これからそういう各公民館の避難所とかも併せてですが、そういうのが十分にあるのか。また、コロナ対策に対しても、十分な対応をしているのか、まずお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 避難所の設備・備品及び新型コロナウイルス対策についてお答えいたします。

先ほどの質問でお答えした、発災が予想される災害に対する事前設置する避難所6か所につきましては、設備の状況を確認の上、選定しております。備蓄品につきましても、烏山公民館、

旧向田小学校、境公民館、保健福祉センターは非常食・毛布なども配備しています。七合小学校、江川小学校につきましては、施設管理者と保管場所などの協議の上、備品等の配備を予定しております。

それ以外の避難所等でございますが、防災訓練などを積極的に実施している自主防災組織につきましては、県の補助事業を活用して、防災倉庫・資機材を配備しており、昨年の東日本台風で実績があった避難所等には、備蓄品等の配備も予定しております。

避難所での新型コロナウイルス対策につきましては、現在、国の交付金を活用し、間仕切りや消毒液などの購入を進めております。また運営につきましては、国から新型コロナウイルス感染症を踏まえた運営ガイドラインなども示されておりますので、それらを参考に、避難所運営のマニュアルの策定を進めているところであります。

また、県のほうに要望としまして、もしもコロナの感染、陽性者が自宅待機をしているような場合は、その方が自宅待機で避難所が必要な場合には、避難所ではなく、親戚の家とか、御自分の家で待機できるような場所を知り合いで確保していただくよう、県のほうから指導していただくことにしています。突然、市とか公民館とか避難所に来られても対応ができませんので、そのような対策を取ってもらうように指導していただけるよう、お願いをしております。

また、避難所に必要な備品のうち、非常食、マスク、消毒液、体温計などは、自助として住民自らが用意することも推奨されておりますので、今後、住民の皆さんに避難する際の持ち出し品の事前準備をしていただくことを周知していきたいと思っております。もういろんな各番組でも、御自分で御自分を守るというのがたくさん出ていますので、まず人を頼りにする前に、自分の身は自分で守りましょうとたくさん言われています。ですから、欲しい情報は自分で得るというのが本当は基本だと思います。私どものほうからも、先ほどの防災行政無線でも言っていますが、自分から、自らその地域の情報を欲しいというほうが本来の防災だと思っておりますので、その辺のアピールも進めて、避難所開設にも自治会等と協議をさせていただいて、進めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 江川小学校も追加されたということですが、屋外トイレがありませんので屋外トイレなんかも設置して、そういう対応をされてはいかがかと思えます。これは要望です。屋外トイレ。多分、屋外トイレは簡易のトイレだと思うのです。きちんとしたトイレではないというふうに自分は認識しているのですが、ちょっと時間がないので、それは要望にしておきたいと思えます。

あと、6番目に移ります。大雨とかゲリラ雷雨とか、そういうことで市内のところどころの道路などでは、冠水被害が起こるところがあると思えますが、そういう場所を、ここは冠水す

るよと、危ないですよということを、市民または通行者に知らせるためのことを、そういう場所を地図等を作成して知らせるということをしてはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 大雨時の道路冠水被害箇所の周知方法についてお答えいたします。

令和元年東日本台風をはじめ、ゲリラ豪雨などで経験したことのない大雨が降り、国道、県道、市道等が通行不能となることが、確かに昨今は異常気象で頻発しておりますので、市としても箇所を把握しております。市で作成しましたハザードマップにも網羅されておりますが、那珂川沿いでは下境地区を含め8か所、荒川沿いでは岩子地区を含め7か所、江川沿いでは2か所、合わせて17か所であると認識しています。

そのうち、河川の増水に関係なく大雨が集中的に集まり、排水が間に合わず冠水してしまう箇所が2か所あると確認しております。1か所目が、主要地方道宇都宮那須烏山線の福岡の信号のある場所ですね。2か所目が、県から移管を受けました野上金井線の野上アンダーのY字路交差点であります。この2か所につきましては、既に関係機関により排水路の整備を実施していただいておりますので、かなりの確率で冠水を免れていると思っておりますが、今後の想定できる水量が分かりませんので、そういうことも対応していきたいと思っております。

議員から御提案をいただきました、冠水被害箇所の地図作成につきましては、市民の安全と安心を確保する上で有効な手段と考えておりますので、今後、市のハザードマップの更新時期に合わせて、冠水被害箇所も記載させていただいて、市民に周知できるように図っていききたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） ぜひ、市民にそのことを周知して、そのところで車で突っ込んで亡くなるような事案がないようにしていただきたいと思っております。

1分ほどあるので、ちょっとさっき質問を忘れたのですが、ダムは放流に関してです。下流域で夜中に投網をやっていた方が、多分、ダムの放流なのか、上流で降水量が多くて急激な増水があったということがありますので、危険なそういったときの情報というのを、どのようにそういう方々に伝えるのかということを、先ほどちょっと聞き忘れたのですが、時間もないので、その件に関して、十分配慮して伝わるような方法を考えていただければと思っております。

10秒を切りましたので、私の質問は、以上とさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、3番堀江清一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき12番渋井由放議員の発言を許します。

12番渋井由放議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。12番の渋井由放でございます。ただいま、久保居議長から発言のお許しをいただきました。

一般質問通告書に従いまして、質問をしていきたいと思っております。質問席より質問をいたしますので、明快なる答弁をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今、台風が日本列島に接近しているというような話が、前議員の一般質問にもございました。我が市は、今年の台風19号で被災をいたしまして、その後、河川管理者及び、その関連の市町村が集まりまして、河川の様々な治水対策プロジェクトというものをまとめた。それが全てではないにしても、今後、治水または、そこに住まわれている方のものをしっかりと対策を取るといふようなのは、大まかこういうことなのかなというふうに思います。それで、これは那珂川水系の河川整備計画というのが令和2年3月に出来まして、これは変更原案という。もともとこの河川整備計画があつて、台風19号が来たがために、こういう変更をして治水に努めようと、こんなようなことになっております。そういう中に、被災した地区の集団移転とこういうことが出ておまして、集団移転は、市の事業であるというふうに書かれておりますものですから、どのような計画を立てて、今後、進めていくのか、この辺のところについてお伺いをしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 集団移転についてお答えをいたします。

令和元年東日本台風において、甚大な被害が発生しました那珂川における今後の治水対策の方向性としまして、那珂川緊急治水対策プロジェクトを、国と関係機関が連携し、取りまとめたところであります。那珂川緊急治水対策プロジェクトは、被災のあった宮原地区と下境地区を対象として、土地利用・住まい方の工夫による対策を推進していくこととなっております。

市としましては、令和元年東日本台風を踏まえ、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、防災集団移転促進事業を活用した、集団移転の実施に向けた検討を国と進めているところであります。防災集団移転促進事業は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について国土交通大臣の同意を得て策定する、集団移転促進事業計画に基づき実施し

ていくこととなります。

本事業の実施に当たりましては、地域住民がこれまで培ってきた地域コミュニティをなるべく維持していくことが重要であり、また、集団移転区域には、建築制限がかかるなどの制約もありますことから、地域住民の合意が特に必要になると考えております。

現在は、新型コロナウイルス感染症対策のため、地元説明会を開催できていない状況にありますが、今後は、感染症対策を施した上で地元説明会を随時開催し、地域住民の集団移転に対する合意が得られた段階で、集団移転促進事業計画の策定を進めることとしておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今、非常に明快な御説明をいただきました。今は新型コロナウイルスで滞ってはおりますが、今後、住民の皆様にご説明していくのだと、こういうことでございます。それで、この集団移転ということに関しましては、どこからどこまでの方々が集団移転の対象になるのか、こういうことが一番大きな問題なのかなど、こういうふうに思うんですね。これも法令で決まっていますので、法令上は、集団移転というのはどういう人が対象になるのだと、こういうようなところをお尋ねしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 法律によりますと、対象になる世帯は浸水想定区域に含まれている世帯ということになっております。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 浸水想定区域というのは、我々が一般的に目にするハザードマップというような。ハザードマップというのは、浸水想定区域のほかに土砂災害とかありますけれども、ハザードマップに示されたところというような簡単な理解でよろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの質問に関しまして、お答えをいたします。

まだ、地元の説明会ができていない状況でございますので、区域につきましては、地元の説明会を実施し、地元とよく調整して進めたいと考えておりますが、今年の台風19号で水害に遭った世帯、それから、遭ってはいないが浸水想定区域に入っている世帯、その辺につきましては、よく調整をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まず、基本的に浸水想定区域と言われるところは、我々がよく目にする、ハザードマップの色が塗ってあるところの区域というような理解でよろしいでしょうかということなのですが。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そのとおりでございます。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） もちろん、水が来て被害に遭ったところはもちろんなのですが、今後、被害に遭うかもしれないというような想定がされているところも、法律上は対象になるのですよねという確認をさせていただきました。

それについてですけれども、まず、これは市の事業で、市の事業として集団移転を推進していく。それには計画を立てて、国の承認をもらってやっていかなければならない、こういうことなのですが、もう一つ、これは先ほだちょっと示させていただいた、那珂川水系河川整備計画、この場合は変更原案なので、原案ができたかどうか、その辺はちょっと分かっておりませんが、そういう中に下境遊水地というのが明記されております。この下境遊水地というのは、これは国の事業と、こういう理解でよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） はい。那珂川の整備計画にございますとおり、国の事業ということになります。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） あんまりごちゃごちゃ言うとなあれなのですが、国の事業なら国がやってくれば、集団移転をやらなくても、遊水地にしてもらえば国がきれいにやってくれるということなのかもしれませんが、これはやっぱり併せてやっていくということになるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 遊水地ということで、個別に対応になりますと地域のコミュニティを壊してしまうという、そういう懸念がありますので、事前に地域の方がまとまって集団で移転するということを促進しようということで、今回の防災集団移転事業というのがございますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それで1つ確認をしたいと思うのですが、この事業、集団で移転しましょうという事業、これは住居、いわゆる住んでいるところということしか書いていないのですが、それはその理解でよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） はい。現在、示されておりますのは、住居に限定ということになっております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 我々は、母子島遊水地というのを見に行ってきたんですね。母子島遊水地の中に、牛舎なんかが高台にありました。ということは遊水地となると、住居以外のもその範囲であればやっぱり動くと、こんなような理解なのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） まず、住居を安全な場所に移動させ、それでもって農業につきましては、遊水地の中で仕事をするということになりますので、牛舎等につきましては移転はせず、増水・浸水の際には、水に浸かってしまうということになると思います。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 牛舎は高台にきちんとしてありましたから、多分そういうのもあるんじゃないかなと思うし、そこで工場とか、そういうところもあるのかなと思うのですが、牛舎がそういうふうになれば、多分そういうのも移転の対象になるんじゃないかなと思うんですね。これから、その辺はしっかり国土交通省とよく打合せをしていただいて、あそこの下境は、例えば下境地区がそっくり動くと、100軒ぐらいはあるのかなと。そうすると、保証を1つ5,000万円とすると、5,000万円というのは、なぜ5,000万円かという、保証金を払って、税金を払わない金額というのが5,000万円なんですよね。だから5,000万円だとすると、仮にですが100軒あると50億円と。ここらの補償金が払われて移転はするのですが、先ほど説明を受けたように住宅団地を造成しないと動けないと、こういうふうになりますよね。そうすると住宅団地だったら、農地だったら農地転用とか、遺跡があれば遺跡の発掘調査とかそういうのがあると、どんどん、どんどん遅れていっちゃう。台風は近づく、集団移転は遅れていくというのでは、また水没だとかいうふうになりかねないと思うので、こういうところは、どうも先行で進めていって、多分ある程度、腹は決まっているのだと思うのですが、今はコロナでと言っているのですが、かなり深く調整しているのではないのかなと、こういうふうに思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私が4月に参りましてからも、国交省の常陸河川国道事務所の方とは、密に連携を取っておりまして、先日、連絡がございまして、来週には地元説明会につきまして、都市建設課と国交省のほうで打合せをさせていただきまして、遅くない時期に地元説明会を開催していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） コロナの中での地元説明会で、気を遣うところはあるかと思うんですけども、とにかくしっかりした計画を立てるためにも、地元の方々の意見も聞くということは必要だと思うので。ただ、法律上はこうなんだよというのだけは、法律上の対象はこうな

んだけど、今回はここまでなんですよと仮に言ったときに、何でそこで線を引いたのっていうのだけは明確にしてもらいたいと、こういうふうに思うんですよ。あなたのところは対象になりませんかよと、ここだけ対象になるんですよというところの線引き、これがうやむやだと、後で大きな問題になるのではないのかなと、こういうふうに思いますので、その辺はよろしくお願いをいたしまして、次の水道施設の管理についてに行きたいと思います。

この水道施設につきましては、前回もちょっとお話ししましたが、烏山大橋に添架されていた水道管、これが破損しておりまして、台風19号の災害時に、境地区に送水ができなかったと。橋梁添架されている水道管の管理方法、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 橋梁添架されている水道管の管理方法についてお答えいたします。

添架されている水道管を含めた水道施設の管理方法につきましては、1、平日2名の巡回員による路面の目視確認と水道施設の簡易点検。2、おおむね5月から翌年2月末までの漏水調査専門業者による橋梁部分を含めた路面の目視調査及び音聴装置による調査。3、市職員による施設点検と経路上の路面目視の確認。4、道路管理者による5年に一度の橋梁点検時の目視確認。5、市民・道路通行者からの情報提供に基づく対応、それで行っているところであります。

今後、費用対効果に鑑みながら、施設の適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 烏山大橋に添架されていた水道管は、何で分からなかったかという、水を張っていなかったからなんですね。水が張ってあれば、多分これは何で壊れたかと言ったって、誰が考えてみても、東日本大震災で揺れて壊れていた。それも点検したって、目視で点検したって全然分からない。水を張ってあれば、当然、水が漏れて分かったと思うのですが。これは何で添架されたかという、多分、言い方は悪いですけど、境簡水と東境簡水っていうんですかね、その2つの簡易水道があって、そこが例えば水害に遭ったりなんかしたときに、速やかに水の供給をするんだというのが主たる目的ではなかったかなと、こういうふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 送水管の配管については、議員がおっしゃるとおりと考えております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 保険をかけたならば、保険が効かなかったという話なんですね。ですから多分、今はみんな水が張ってあると思うのですが、私がいろいろ調べたところで、使って

いるところは、例えば興野大橋にも架かっているし、様々なところに架かっているのですが、それは水が行き来しているんですね。多分、294号線に、野上と向田の江川、あそこに架かっている、添架されている水道管が使用されていないのかなと私は思います。あそこは、行って下をのぞいてくると、御存じのとおり、非常に低いので水没するようないところがあったりなんかするので、そういう確認は水が張ってあるので、水が当然漏れれば、すぐに確認はできるわけなんですけれどもね。そういう使っていないものを、これは言って3千何百万円かけているんですね、添架したのは。1回も使わないで3千何百万円がペアなんですよ。だったら使ったほうがいいと、こういうふうに私は思うんですね。野上、向田に架かっている、添架されているやつなんかも、やっぱりつないでおいてうまく使用できるようにするというのが、方向性としてはいいのではないかなとこういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 確かに議員がおっしゃるとおり、そういう考えでいただければいいかなと思います。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） せっかく添架してあれば、それをうまく利用する。また、何かあったときにその利用が、向田の簡水というのは、かなり高いところにあるので、水が降ったりなんかすることはないとは思いますが、えぐられるというような可能性もありますから、ぜひそういうふうに、せっかく添架したものを利用するというようなことも考えていただければなというふうに思います。

続きまして、下水道施設の管理についてを、お話ししたいと思います。これは、前回もちょっと話したんですけれども、下水道の処理施設の管理方法、そして管理に要する費用、また処理能力と現在処理している数量、この辺をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 下水道処理施設の管理方法と管理に要する費用についてお答えいたします。

下水道処理施設につきましては、市内3か所の地域に有しております。まずは、烏山中央処理区については烏山水処理センター、舟戸マンホールポンプ場を含むマンホールポンプ12か所、下水道管の布設延長が24キロメートルとなっております。2か所目の南那須処理区は、南那須水処理センター、マンホールポンプ5か所、下水道管の布設延長が16キロメートルとなっております。3か所目の興野地区農業集落排水施設として、興野水処理センター、マンホールポンプ9か所、下水道管の布設延長が16キロメートルとなっております。

施設の管理方法としては、那須烏山市汚水処理施設運営管理業務として、3か所の水処理セ

ンター、26か所のマンホールポンプ場の運転管理業務を、5年間の長期継続契約で民間委託しております。主な管理内容は、施設運転管理業務、マンホールポンプ場の点検業務、水質分析業務、自家用電気工作物点検業務、消防設備点検業務であり、業務委託料としまして、令和元年度決算額、税込み3,117万3,960円でございます。そのほか、維持管理に係る経費としまして、光熱水費、電話料、警備監視業務及び汚泥の処理業務等がございます。烏山が約780万円、南那須が約680万円、興野が約1,160万円となっております。

次に、処理能力と現在処理している数量についてお答えいたします。

烏山水処理センターの処理能力は、これは、晴天時と雨天時でちょっと違うみたいなので、晴天時1日当たり1,400立方メートルであり、令和元年度実績で、晴天時1日当たり平均水量は、471立方メートルであります。南那須水処理センターの処理能力は、晴天時1日当たり1,300立方メートルであり、令和元年度実績では、晴天時1日当たり平均水量は473立方メートルであります。興野水処理センターの処理能力は、晴天時1日当たり422立方メートルであり、令和元年度実績で、晴天時1日当たり平均水量は284立方メートルとなっております。

以上のような数字になっております。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今、丁寧にいただきましたけれども、行財政報告書に細かく書いてありまして、ざっと言いますと処理能力が、烏山が1,400立方メートル、南那須が1,300立方メートルなんですね。晴天時平均水量ということで、南那須水処理センターが、1,300立方メートルのところ473立方メートル、36.4%ですかね、処理能力に対しまして。そうすると、これが南那須は行財政報告書によりますと、新しいのは91.17%の水洗化率とこういうことなので、ここに入っているとこういうふうになりますね。ここに入っているんだけど、それは雨が降ったときは水が差ってきて増えるということもあるんですけども36.4%を使っていると。こういう中にありまして、例えばこれが増えたとして、エネルギーとか管理費とか、そういうようなのは大きく変わるということはあるですか。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 処理量が増えるというところで、主な先ほど言いました維持管理費の光熱水費、電話料、そこら辺がある程度は増えるかなと。あとは、やはり薬剤関係のほうが増えるかなと考えております。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） いわゆる、水ingに出している管理とか、そういうのはあまり変わらないけれども、当然、汚泥も出ますし、薬剤も入れなきゃならないしということはあるま

すが、そんなに大きな開きはないのではないのかなと、こういうふうに思います。

それで一つあれなのですが、話だけ聞いてもらいたいと思うんですよ。話だけね。し尿処理施設というのを、那須烏山市と那珂川町で持っていますけれども、これのし尿処理費というのが、南那須地区広域行政事務組合の決算書の古いやつ、平成30年度のやつなのですが、これを見ますと、支出額が1億2,000万円ですね。1億2,189万5,801円と、こういうふうになっていますけれども、この前もちょっとお話ししましたけれども、うちのほうでは大ざっぱに、今、説明をいただいて、8千何百万円という。このし尿は、1億2,000万円かかる。し尿は、何立米処理しているかという、最大処理能力が間違っていなければ、1日70立米なのです。1日70立米の処理能力で処理をして、1億2,000万円。細かく言うと、これは総務費だとか乗っていないので、1億3,000万円ぐらいになるとは思いますけど。それからすると、処理量からして、やたらめったら高いのではないかと、こういうふうに思うのです。なぜ高いかという、それはいろいろ理屈はあるんですよ。小さい施設なので、いろんなのがいっぱいかかるんですよ。だから、高いのだというのは分かるのですが、そうするとこの前も申しましたように、この下水で処理をすれば幾らかは上がるけど、こんなに1億何千万円もは当然かからないと。それで市長は、これは広域で今後はやっていくのだよと、こういうお話をこの前も私はされているかなと、そういうふうに理解はしているんですけど、汚泥の再生処理センターというのですか、そんなものということなんですけれども、この下水道に関しては、下水道の管理者である那須烏山市が計画を立てて進めていくと、こういうことなのです。もしかすると、安くできるかもしれないものですから、那須烏山市でも、上下水道課で研究してもらえればいいのではないかと、こういうふうに思うのです。一部事務組合を設立してやっているのですから、し尿処理に関しては広域行政がやるのが当たり前だというのは、これはもちろん重々承知ですけれど、そうじゃなくて、我が市、独自でも、下水道を利用して果たしてできるのかと。ただこれは、那珂川町の情勢がどうだということがあるわけですよ。那珂川町は、これは申し訳ないんですけど、ちょっと調べさせてもらいまして、処理能力と処理量の差というのは、我が市よりもはるかに大きいんですよ。だから計画を、那須烏山市も那珂川町も、もともとは小川町、馬頭町、南那須町、烏山町。一番最初は、広く下水で処理しようということで、大きいのを造ったわけなんですね。不沈戦艦大和みたいなのを造っちゃったわけですよ。ところが、今は時代がそういう時代じゃなくなって、でっかい過大設備を持っていて、それをどういうふうにご利用するんだというのが、コストダウンといいますか、経費の節減、それの基本だと、私はそういうふうに思うんですね。

市長にその辺のところを、時間もないものですから簡単に、し尿処理場は広域で当然やるんだけれども、その前というか、一緒に本市としても下水道の処理場を有効に利用できるかどうか

か検討すると、こんなような考えがあるかどうかというか、ぜひ、そういうふうにしてもらいたいというふうに、この前も考え方は一緒だと、こういうふうに言ってくれたと思うので、ぜひともお話いただければなど、こういうふうに思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） はい。前回も言ったとおりに検討させていただくと答えたとおり、私の中では変わっておりませんので御安心ください。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） じゃあ、安心してお任せすると、1億3,000万円が浮くと、こういうようなことかなというふうに考えております。このことを上下水道課にしっかり示していただいて、今年度からとは言いませんけれども、早速、来年度から、もしあれだったら予算をつけてほかのところに見に行ったり、そういうふうにまでして徹底的に調べてもらうと。もちろんそれは那珂川町のあれも行かないと、うちは、し尿処理で共同でやるんだからって言われたんじゃあ、それでおしまいですがけれども、これは広域議員さんもしっかり聞いてもらいたいと思っているんですよ。し尿処理は広域でやるだけじゃなくて、各下水道処理場でやれると、こういうようなことがございますので、広域でもしっかり議論をしていただければなど、こういうふうに思います。

それで次は、ゼロカーボンシティの宣言につきまして質問をしたいと思います。当市は7月28日ですか、ゼロカーボンシティの宣言を行いました。今後、今すぐこれといった取組、またはそういうものが目標とかっていうのが、目標はゼロカーボンシティが幾らでしたっけ、2050年でしたっけ、あと30年後ぐらいにはなるよというのが目標ですけれども、その目標に向かって何らかの計画を立てていかないと、2050年というと、多分、私なんかはあの世に行っちゃっているかなとは思いますが、一つ一つ階段を上がるように計画をしていかなきゃならないと、こういうことなものですから、その辺のお考えについてお伺いをしたいと、こういうふうに思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ゼロカーボンシティ宣言についてお答えいたします。

近年、世界各地においての猛暑や豪雨など、地球規模での温暖化が原因とされる異常気象による災害が多発しております。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間のパネル）の特別報告書で、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要があると示されました。

このような目標達成に向けて環境省は、全国自治体へ「2050年二酸化炭素排出量実質ゼ

ロ」の表明の呼びかけを行っております。

これを受け、令和2年7月28日、関東甲地域40団体、73市町村と民間事業者2社で構成する、廃棄物と環境を考える協議会、事務局としては北茨城市ですが、ゼロカーボンシティ宣言が表明されました。同協議会には、南那須地区広域行政事務組合が加盟していることから、構成市町である本市においても、この宣言に賛同いたしました。

本市のゼロカーボンシティに向けた取組については、今後、国の動向や栃木県で策定予定の気候変動対策推進計画、他市町の事例を調査・研究し、必要な施策を検討する必要があると考えております。

それまでの間は、市環境基本計画に基づき、特に自然環境の保全・活用、地球温暖化対策等を着実に推進してまいります。

脱炭素社会の実現においては、日常生活・事業活動の中での取組が不可欠であることから、市民の皆様へ、温室効果ガス排出削減に向けた取組、気候変動問題について考えていただくための普及・啓発を図ってまいりたいと思っております。

次期環境基本計画策定時には、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた取組を検討いたしますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 先ほども、ちょっと市長の説明から出ましたけれども、北茨城市、これは環境省のホームページです。環境省のホームページの中に、北茨城市へ一般廃棄物を搬入する団体、民間処分事業者及び北茨城市の3者で構成される廃棄物と環境を考える協議会の2019年度総会において、2050年度ゼロカーボンシティ表明の推進について決議を採り可決。それを受け、北茨城市ホームページ上にて、ゼロカーボンシティ宣言2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けてを、賛同した協議会構成市町村の連盟で公表とこういうことで、うちのほうはこれに引きずられてやっているわけなのですが、まず、北茨城市に一般廃棄物を搬入する団体って、これはどこなのですか。那須烏山市じゃなくて、広域行政事務組合ですか。何を一体、出しているのですか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 南那須広域から搬出しているものにつきましてですが、し尿処理に係る受入れ槽、貯留槽の清掃、引き抜きをした後に、その汚泥の処分をお願いしているということでございます。80立方メートル程度の汚泥を搬出しているということでございます。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） よく分かりました。80立米の、簡単に言うと、浄化槽の最後の残

った汚泥みたいな感じですね。先ほど言いましたけど公共下水道でやれば、そんなのは出ないで済みますので、やらないとかっていうんじゃないですよ。抜けることも可能かなと、こういうふうには思いますけれども。

それで、私はせっかくこの宣言をしたということであれば、当然、ここに第1次地球温暖化対策の実行計画というのを那須烏山市はつくってありまして、広域行政でもつくってあるかどうかを後で確認して見ていただきたいんですね。こういうものをつくって持っていれば、環境省から様々な補助金が出るというふうに書いてあるんですね。例えば、再生可能エネルギーの自家消費を促進するため云々とか、これは設備導入の3分の2なんているのがあるんですよ。これは、民間業者も対象なんですけどもね。なかなか3分の2の補助金をもらえるというのは、これは、これをつくっていないと駄目なんですよ、これを。広域行政でまずあるかどうか。広域行政も、民間だって対象になるわけですから地方公共団体ですから、当然、対象になりまして、今後、例えば、那須南病院の改修をやるんだよと、今、話が出ているそうですが、そうすれば、市長はあんまり再生可能エネルギーを使ってどうのこうの云々というのは、果たしてどうか分かりませんが、そういうのを利用すれば補助率3分の2というようなことで、上限5億円なんていうのもありますけれども、そういう有利なものが得られるのではないかなというふうに私は思うのですが、そういうようなことをしっかり調べ、もし対象になるのであれば利用して進めると、こういうようなことに対しては別に異議はないと思うのですが、いかがですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろん異議はありません。そういうのを、皆さんからアイデアをいただいたのは、全部利用させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それで、ちょっと時間がなくなってまいりましたが、いろんなモデル事業みたいなものもありまして、我が市は確認したところ、こういう地産地消型、自家消費型の再エネ設備の導入等を支援しますとか、こういうようなことの中で、いろいろ対象になるべきことがもしかするとあるのではないかなというふうに考えております。そういう意味では、今後、いろんな改修事業といいますか、今回はたまたまあれもありました。これから設計をするそうですけれども、保健福祉センターですか。ああいうのも今から、あれは新型コロナで全部あれになっちゃいますからいいのですが、そういうときに対しても、せっかくゼロカーボンシティというのを宣言したわけですから、そういうのも踏まえて、幾らかこういうところに前向きに取り組むというような、これから設計を2か月でぱっとやっちゃうので、多分、設計のときに考えてはられないかなとは思いますが、その辺も一度は考えて、それで新たに設備

をしたりなんかするときに、ゼロカーボンシティ宣言をしたのだから、何か少しでも補助をもらえるなり、または導入すると二酸化炭素を削減できるなりというのを、計画の段階で検討していただくというようなことはお願いできるかどうか、その辺について御答弁いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 十分に検討させていただきたいと思います。いつもたくさん新しい案を出していただいて、本当に感謝申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） ぜひとも、台風19号をはじめ、地球が、もう壊れてしまったと言われるぐらいな状況になってきておりますので、時間になりましたので、よろしく願いをして終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、12番 渋谷由放議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき11番 田島信二議員の発言を許します。

11番 田島信二議員。

〔11番 田島信二 登壇〕

○11番（田島信二） こんにちは。ただいま、議長より発言の許可をいただきました、11番 田島でございます。

質問項目に入る前に、9月に入っても新型コロナ感染拡大が止まりません。風評被害も深刻化している中、医療機関従事者の皆様には感謝申し上げます。

私の質問項目は5項目でございます。1、新型コロナウイルスについて。2、梨生産被害について。3、主要農産物種子法の廃止について。4、公共施設の跡地利用について。5、道路拡幅工事の進捗状況について。以上、5項目でございます。それぞれについて、質問席より質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 11番 田島信二議員。

○11番（田島信二） それでは、質問いたします。1、新型コロナウイルスについて。感染力の強い新型コロナウイルスに関して、無症状であってもPCRの検査を希望する場合の検査場所、及び料金を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 無症状や希望する場合の検査場所、検査料金についてお答えいたします。

現在、県内では、帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター及び、委託医療機関でPCR検査等を実施しております。これらの関係機関での検査は、全額公費で賄われるため、原則、個人負担はありません。しかしながら、これらの関係機関は、いずれも医師や保健所が、検査が必要と判断した場合のみ検査を実施しているため、田島議員の御質問の、個人が希望する場合においては、原則該当にはなりません。国や県においては、あくまでも新型コロナウイルスに感染している可能性がある者に対してのみの対応をしている状況であります。

このようなことから、個人的に検査を希望する場合は、まずはかかりつけ医への相談を案内しております。かかりつけ医がない場合などは、保険適用外診療で独自に抗原検査等を実施している民間の医療機関もあるようですので、そのような機関に、直接御相談いただくこととなります。その場合の検査料金等につきましては、県や市でも把握してございませんので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） それじゃあ、また質問いたします。小中学校へのサーマルカメラ導入について、検討していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの質問にお答えいたします。

サーマルカメラの導入につきましては、いろいろなタイプと申しますか、固定するタイプとか移動できるタイプ、それから金額も様々で、モニター付とかによって変わってまいりますので、今後、よく利活用方法を含めまして、調査・研究した上で検討してまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） はい、分かりました。

それじゃあ、2番目の梨生産被害について伺います。例年になく悪天候による被害が大きく、各品種ともに50%収穫減少が予想される。現在、豊水においては50%以下も予想されているが、生産農家に対する国、県、市の支援対策を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 梨生産被害に対する支援策についてお答えいたします。

本年4月中旬の栃木県の平均気温、最高気温は、平年を2度以上下回るなど低い状態であり、本市でも低温または晩霜による農作物への被害が出たところであります。

特に梨につきましては、7月の長雨による生育への影響は少なかったものの、春先の開花や

結実の重要な時期に数回にわたり低温被害を受けたことにより、実がならないという着果不良が発生いたしました。

被害に遭った梨農家は38戸であり、作付面積53.7ヘクタールのうち、農業被害に当たります30%以上の被害を受けた面積は、26.2ヘクタールであります。品種では、幸水、豊水、あきづき、新高、につこりの5種類それぞれに被害が出たところであり、被害総額は約2億円前後と想定しております。

このような被害が県内におきまして、広域的かつ甚大であることから、県では、6月12日に栃木県農漁業災害対策特別措置条例に基づき、本市を含む8市6町を令和2年4月中旬の低温被害による災害の指定を行い、助成措置の決定をしたところであります。

今回の助成では、梨の生産を維持、増進することを目的に、病虫害防除に対する助成と、経営資金の融通を円滑にすることを目的に、災害経営資金利子補給の助成が措置されたところであります。また、園芸共済や収入保険制度加入者には、共済金の支払いが行われる予定となっております。

本市におきましても、被害農家38戸に対しまして、病虫害防除に対応する農薬の購入費補助として、65万2,000円を9月補正予算に計上させていただいたところであります。また、災害資金の導入があった場合の生産農家には、随時、利子補給も行っていく予定であります。

自然災害等の発生の把握は非常に困難であります。今後とも関係機関と連携しながら、注意情報の喚起や発生の際の技術支援、助成支援など、適宜、その対応を図ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） いろいろな援助をありがとうございます。

それでは、3番目に移ります。主要農産物種子法の廃止について。米、麦、大豆、主要農産物種子法が廃止になり、種子の安定生産、供給等が懸念される。農家に対して、どのような影響が出るのか伺うものであります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 主要農産物種子法の廃止による影響についてお答えいたします。

種子法につきましては、主要農産物であります。米、麦、大豆に限り、品質を落とさないための良質な種の確保と、生命力の強い作物が実るよう品種改良された、新しい種を作ることを目的とした法律であります。

平成30年4月に種子法が廃止されたことに伴い、これまで県が主体的に行ってきた新品種の開発や、原種の生産義務が撤廃されたところであります。

しかしながら、優良な種子や苗は消費者から信頼を得られる農産物を生産するために必要不可欠なものであることから、県では種子法廃止後も、種苗の安定供給を引き続き構築するために、生産、供給に携わる関係者との適切な役割分担を規定した、栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例を制定し、安定供給の促進を図り、農業の持続的な発展を推進しているところであります。

県では奨励品種の指定を行い、その原種を生産し、優良種苗の生産の指導、助言を行います。農協などの種苗事業者は、種苗の生産圃場を選定し、病害がなく優良な種苗が生産されているかを確認、検査を行います。種子生産者は、種苗事業者との契約栽培において、優良な種子生産を行うことで、一般農家が、その種子を用いて、米、麦、大豆を安心して作付できる仕組みとなっていることから、種子法が廃止されても農家におきましては、従前どおり優良な種子の使用が可能となっているところであります。

本市としましては、米、麦、大豆は基幹作物でありますので、今後とも関係機関と連携を図りながら、優良種苗の安定供給体制の推進を図ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） また参考として、現在、本市の種子作物農家は、水稻54名、麦13名、大豆5名ですが、県から供給される原種が高騰し、3倍ないし6倍となっているようでございます。その高騰している種は、何と何なのでしょう。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 種の種類ということでございますが、こちらは主要農作物ということで話しておりますので、米、麦、大豆、こちらの3種類になってございます。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） この3種類だけなのですね、高騰しているというのはね。はい、分かりました。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいま、田島議員のほうから、高騰しているというお話がありまして、確かに原種を買う際に、県が農協を経由して種子農家に原種を販売するんですけども、そちらの価格については、販売価格の設定に、今度は施設費とか、いろいろ機械代とかいうのが算定に入ってきました。それで、原種が高くなってきております。それですと安定的な供給ができなくなりますので、今度は種子農家から種子を買い上げる際に上乘せ分をしております。ですので、種子農家の方々には、逆に言うと、大豆で言いますと、1反歩当たり1万円を超えるほどのプラスになりますので、高騰ということで種子生産農家が被害を受けるとか、

そういったことはございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） はい、分かりました。それじゃあ、スピードでいきますので。

4番、公共施設の跡地利用について。七合保育園、境診療所が閉鎖されたが、今後の土地・建物等の跡地利用について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 公共施設の跡地利用についてお答えいたします。

七合保育園につきましては、令和元年度をもちまして閉園いたしました。今後の跡地利用につきましては、公有財産管理運用委員会において協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、境診療所につきましては、七合保育園と同様、令和元年度をもちまして閉鎖し、当初の計画では、今年度中に建物等の解体設計を実施し、令和3年度に解体を実施する予定でございましたが、境診療所は昭和63年に建設され、建物の状態が良好であることから、未利用施設の利活用の観点から、敷地に一部借地はございますが、当面の間、災害時用の物資及び境地区の選挙投票所物品の倉庫として活用したいと考えております。また、境診療所につきましては、事務室、待合室、和室の休憩室及びトイレが複数箇所設置されており、様々な活用が可能であることから、今後の利活用につきましても検討していきたいと思っております。境地区自体が、避難所がたくさん必要になる可能性がありますので、このような使い方も、今後、必要かと思っておりますので、しばらくちょっと様子を見させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 使用するの、よかったですね。あと、七合保育園ですが、これは耐震になっていないんですけど、耐震をして何かに使うという見込みは全然ないのですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 七合保育園につきましては、市長の答弁にもございましたが、今後、公有財産管理運用委員会において決定していきたいと思っておりますが、基本的には建物を解体する。その後の更地をどのように活用するかを管理運用委員会のほうで決定していくということでございますので、耐震をして、今後、使っていくというようなものは、七合保育園につきましては、現在のところ考えておりません。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） そうすると、あそこの七合保育園の奥に、でかいあれがあるんですよ。イチヨウの木かな。それは残すのですか、切っちゃうのですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） イチョウの木や記念碑、あと、もともと大桶小学校だった土地だったみたいなので、いろんな記念のものが残されています。今、自治会に、前回、どなたかの質問でやっぱりお答えしたと思うのですが、アンケートを取りまして、なくすことよりは、どこかに移動してほしいという案がありまして、イチョウの木だけはちょっと難しいかなと思っています。中には、イチョウの木も残してくださいという自治会もあったのですが、多くの自治会は、市からのアンケートの中では、ほぼ9割ぐらいが、イチョウの木まで伐採でもオーケーみたいな話が出ているので、ちょっと切ってほしいという話が出たところと、もうちょっと協議をさせていただいて最終的にどのようにするか。あと、道路の拡張の可能性がある地域なので、記念碑などをどの辺に置くかも検討させていただいて、協議をさせていただきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） はい。じゃあ、4番は終了します。

5番目の道路拡幅工事の進捗状況について伺います。

白久地区の八溝グリーンラインから、那珂川町に抜ける市道大桶白久線の道路拡張工事の進捗状況について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市道大桶白久線の道路拡幅工事の進捗状況についてお答えいたします。

議員御質問の、市道大桶白久線の整備につきましては、平成29年度から、社会資本整備総合交付金事業で八溝グリーンラインから、那珂川町までの約150メートルを整備する計画となっております。

現在は、地権者の協力をいただきながら用地買収を推進しており、今年度までに約80%の用地を取得する予定であります。

今後は、事業費の確保に努めながら事業を推進してまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 那珂川町のほうでは、あと2か所ぐらいで全部終わっちゃうようです。そうすると、那須烏山市のほうだけが150メートルぐらい、大体残っているということです。早くけりをつけて、作業に取りかかってもらいたと思います。

以上で、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、11番田島信二議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次の本会議はあした午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

[午後 2時18分散会]